

健康保険証新規発行廃止（令和6年12月2日）後の取扱いについて

令和6年12月2日以降、健康保険証（以下「保険証」）の新規発行は終了し、保険証として利用登録を行ったマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」）を基本とする仕組みに移行します。

つきましては、健康保険証新規発行終了後の取扱い等についてお知らせします。

記

I 被保険者への周知事項

1 医療機関等での受診方法および現行保険証、各種証の取扱いについて

(1) 医療機関等での受診方法

令和6年12月2日以降は、以下のいずれかのパターンにより医療機関で保険診療を受けることができます。（特定健診受診時も同様）

医療機関等の窓口での提示パターン		受診方法
①	マイナ保険証	オンライン資格確認等システム（※）を <u>導入している</u> 医療機関で利用できます。（全医療機関の約95%）
②	マイナ保険証＋資格情報のお知らせ	オンライン資格確認等システムを <u>導入していない</u> 医療機関等で、マイナ保険証とともに資格情報のお知らせを提示することで受診ができます。
③	マイナ保険証＋マイナポータルの資格情報画面（スマートフォン）	オンライン資格確認等システムを <u>導入していない</u> 医療機関等で、マイナ保険証とともにマイナポータルの資格情報画面（スマートフォン）を提示することで受診ができます。
④	資格確認書（詳細は3～4頁参照）	マイナ保険証を持っていない方や持ってもマイナ保険証での受診等が困難な方（高齢者、障害者等）については、資格確認書で受診することができます。
⑤	健康保険証	現在交付中の保険証については、経過措置として <u>令和7年12月1日まで</u> 使用できます。

※オンライン資格確認等システムとは、医療機関が患者の保険情報や本人同意の上服用薬剤、特定健診に関する情報を確認できるシステムです。マイナンバーカードのICチップや健康保険証の記号番号を用いて、オンラインで資格情報を確認できます。

(2) 保険証新規発行の廃止について

- 資格取得届、被扶養者異動届、氏名変更届、再交付申請書および任意継続被保険者資格取得申出書等の、これまで保険証の発行を伴っていたすべての申請について、**令和6年12月2日から保険証の発行は行いません。**
- 令和6年12月2日（月）に手続きを行う分から保険証を発行しない取扱いとなるため、令和6年11月28日（木）に当健保組合に到着した申請までが最後の保険証発行となります。
- 令和6年11月29日（金）以降に到着した申請書については、保険証の発行は行わず、マイナンバーカードを持っていない方等には資格確認書（詳細は3～4頁参照）を発行します。
- 資格取得日が令和6年12月2日以降となる場合、当健保組合の手続きの日にかかわらず、保険証の発行は行いません。

【保険証発行終了までのスケジュール】

資格取得（認定）日	申請書到着日	
	R 6. 11. 28 以前	R 6. 11. 29 以降
R 6. 12. 1 以前	<u>発行する（※）</u>	発行しない
R 6. 12. 2 以降	発行しない	発行しない

※申請に不備や記載漏れなどが無い場合に限る（個人番号の記載必須）

(3) 現行の保険証について

①使用期間

- 現在交付中の保険証については、経過措置期間として**令和7年12月1日まで使用することができます。**
※退職等で健康保険の資格を喪失した場合、退職日の翌日以降は使用できません。
- 現行の保険証を紛失・破損した場合、令和6年12月2日以降は保険証の再発行ができないため、マイナ保険証で受診することになります。マイナ保険証を持っていない場合は、資格確認書を交付しますので、「資格確認書（再）交付申請書」を提出してください。

②保険証の返却について

- **令和7年12月1日までに資格を喪失した場合は、保険証を返却してください。**
- **経過措置期間終了後は保険証の返却は必要ありません。**各自で処分を行ってください。（個人情報が記載されているため処分には十分気を付けてください）
- 経過措置期間中の**保険証の自主返納は受けません**ので、経過措置終了までは大切に保管してください。

(4) 各種証等の交付について

保険証と同時に医療機関の窓口へ提示していた各種証の取扱いについては、以下のとおりです。

証の名称	令和6年12月2日以降の取扱い
限度額適用認定証	<u>現行どおり申請に基づき交付します。</u> なお、医療機関では、マイナ保険証で適用区分の確認ができるため、マイナ保険証を利用される場合は、限度額適用認定申請は不要です。
高齢受給者証	<u>現行どおり交付します。</u> ※70才の誕生日を迎えられる月の前月に発行します。
特定疾病療養受療証	<u>現行どおり申請に基づき交付します。</u>

2 資格確認書の交付について

次に該当する方には、はがきサイズ（紙）の資格確認書を交付します。資格確認書を医療機関の窓口に提示することにより保険診療を受けることができます。

(1) 交付対象者

- ①マイナンバーカードを紛失した・更新中の方
- ②マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を援助する必要がある方
- ③マイナ保険証の利用登録解除を申請した方
- ④マイナンバーカードを取得していない方
- ⑤マイナンバーカードを保有しているが保険証利用登録を行っていない方
- ⑥マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方
- ⑦マイナンバーカードの返納者
- ⑧マイナンバーの届出がない方

(2) 交付時期

交付時期	交付対象者	申請 要/不要	届出書・申請書名
令和6年12月2日以降申請に基づき交付	令和6年12月2日以降の新規取得（認定）者のうち、資格確認書発行要否欄の「□発行が必要」にチェックがついている方（交付対象者①～⑧）	必要	・資格取得届 ・被扶養者（異動）届
	令和6年12月2日以降に現行保険証を紛失・破損した方（※）	必要	・資格確認書（再）交付申請書
	マイナンバーカードを紛失し、更新中の方（交付対象者①）		
	マイナ保険証で受診が困難な方（交付対象者②）	必要	・マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書
令和7年11月に一括交付	マイナ保険証の利用登録解除をした方（交付対象者③）		
	令和6年12月1日以前の加入者で有効なマイナ保険証を持っていない方（交付対象者④～⑧）	不要	—

（※）マイナ保険証や有効な保険証を有している方から資格確認書の交付申請があった場合、資格確認書の交付は行いません。

(3) 有効期限

- 資格確認書の有効期限は、交付時期および交付回数（紛失による再発行等）にかかわらず、一律、令和 11 年 11 月 30 日までとします。令和 11 年 11 月に資格確認書の一斉更新を行い、以降 5 年ごとの更新となる予定です。

（例 1）令和 6 年 12 月 2 日交付→令和 11 年 11 月 30 日まで有効

（例 2）令和 8 年 1 月 1 日交付→令和 11 年 11 月 30 日まで有効

(4) 返却について

以下の場合、資格確認書を事業主に返却してください。

- 有効期限内に資格を喪失した場合
- 資格確認書の記載事項に変更が生じた場合（差替えが必要となります）

なお、上記以外の理由で不要となった資格確認書の返却は必要ありません。

3 新規資格取得（認定）時の手続きについて

(1) 個人番号（マイナンバー）の提出

- 健康保険法では、資格取得届および被扶養者異動届に個人番号の記載が求められていますので、必ず事業主に個人番号の提出をお願いします。

なお、個人番号が正確に記載されていない場合、データ登録が未完了となり、データ登録が完了するまでの間、マイナ保険証の利用ができないため、正しい個人番号の提出にご留意ください。

(2) 健保組合で加入者情報の登録

- 当健保組合では、原則として資格取得届等を受理した翌営業日に加入者情報（個人番号等）を医療保険者等向け中間サーバーに登録します。
※申請に不備や記載漏れなどが無い場合に限ります。（届出書等に個人番号の記載必須）

(3) 資格情報のお知らせおよび資格確認書の送付

- 加入者情報登録後、申請者全員にデータ登録完了通知を兼ねた資格情報のお知らせ（以下「資格情報のお知らせ」）を発行します。マイナ保険証を持っている方は、資格情報のお知らせ受領後よりマイナ保険証の使用ができます。

※資格情報のお知らせは、後日、当健保組合ホームページ内にある個人向けポータルサイト「マイヘルスウェブ」でも確認することができます。なお、新規加入者の情報が連携されるまでには 1～2 か月かかります。（ログイン ID パスワードをお持ちでない方には、1～2 ヶ月後に事業所を通じて ID パスワードが送付されますので、届きましたら速やかにログイン登録を行ってください。）

- 資格取得届および被扶養者異動届に資格確認書発行希望欄を設けますので、新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書を必要とする場合は、届出書の「☐発行が必要」にチェックを入れてください。届出内容に基づき、資格確認書を発行します。

(4) 発送スケジュール

- 資格情報のお知らせおよび資格確認書の発送日については下記表のとおりです。（被扶養者の場合、資格情報のお知らせおよび資格確認書の送付の際に、被扶養者（異動）決定通知書を併せて送付します）

営業日 届出書等	1	2	3	4	5	6	7
資格確認書の発行が必要にチェックなし	資格取得届等受理		資格情報のお知らせ発送				データ登録未完了のお知らせおよび資格確認書発送（※）
資格確認書の発行が必要にチェックあり	資格取得届等受理		資格情報のお知らせおよび資格確認書発送				データ登録未完了のお知らせ発送（※）

（※）当健保組合において加入者情報を医療保険者等向け中間サーバーに登録をしたが、個人番号未記載等によりデータ連携が出来なかった場合には、後日、「データ登録未完了のお知らせ」および資格確認書（未発行の場合）を発送します。

【令和 6 年 12 月 2 日以降、資格取得（認定）者の対応について】

		資格取得（認定）	約 1～2 ヶ月後以降
医療機関等の窓口で提示する物	健康保険証	✕（12 月 2 日以降は交付されません）	
	マイナ保険証	当健保組合で個人番号登録の 3 営業日後から使用可 （ご自身によるマイナンバーカードと保険証の紐づけ必須）	
	資格情報のお知らせ （兼データ登録完了通知）	一旦紙の資格情報のお知らせを発行します。 マイヘルスウェブログイン後から電子データでの閲覧可（ID パスワードは職場に封書で届きます）	
	資格確認書	有効期限（令和 11 年 11 月末） ※マイナ保険証を持っていても、マイナ保険証での受診等が困難な方（資格確認書交付対象者②に概要する方）には申請に基づき資格確認書を交付します。	

4 各種手続きについて

(1) 資格確認書等を紛失した場合の取扱いについて

紛失したもの	取扱い方法
資格情報のお知らせ	マイヘルスウェブより印刷できます。
資格確認書	「資格確認書（再）交付申請書」を事業所健保担当部署へ提出してください。
マイナンバーカード	自治体でマイナンバーカードの再発行を行い、個人番号が変更となった場合は、当健保組合で登録している個人番号の変更が必要です。 「個人番号（マイナンバー）変更届」を事業所健保担当部署へ提出してください。

※申請書等につきましては、後日ホームページに掲載します。（12月2日公開予定）

(2) マイナ保険証の利用登録解除について

マイナ保険証の利用登録解除を希望する方は、当健保組合に解除申請を行っていただくことにより、解除が可能となります。

なお、解除申請を行った方が、現行の保険証または資格確認書を持っていない場合には、資格確認書を交付します。（詳細につきましては、後日別途ご案内します）

以 上